三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間833円」を「１時間848円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（平成24年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間829円」を「１時間843円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間819円」を「１時間834円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間854円」を「１時間869円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 20 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間830円」を「１時間846円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 20 日

大分労働局長　南保　昌孝

第４号中「１時間747円」を「１時間762円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十七年十一月二十日

東北経済産業局長　守本　憲弘

一　件名　庄内町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十七年十二月二十五日　午前十時三十分から

三　場所　庄内町文化創造館「響ホール」　研修室二、三（山形県東田川郡庄内町余目字仲谷地二百八十）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（ガス原料価格等の高騰による費用の増加、人口減少や社会情勢の変化による ガス販売量の減少に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定）

２　申請者からの申請資料については、東北経済産業局のホームページ（http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/151029shinsei.html）に掲載する。なお、当該資料については、東北経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに庄内町企業課（山形県東田川郡庄内町余目字滑石一番地一）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「庄内町関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十七年十二月十一日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業室（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、電話がある場合は電話番号及び「庄内町関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十七年十二月十一日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業室（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申込みは、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込みを行った場合は、メールでの申込みを有効とする。）。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

別記

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

庄内町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。